

04 国民健康保険税の納税通知書を送付します

●税務課(役場1階) ☎823-9204 FAX.823-9627

令和4年度国民健康保険税の納税通知書・納付書(第1期～第8期分)を7月中旬に世帯主へ送付します。
(口座振替の人には、納税通知書のみ送付します)

令和4年度の税率など

	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護 納付金分
所得割	6.10%	2.22%	1.92%
資産割	3.69%	1.44%	1.77%
均等割	27,100円	9,800円	10,100円
平等割	17,700円	6,500円	4,900円
限度額(上限)	65万円	20万円	17万円

平成30年度から広島県と県内市町が共同で国民健康保険を運営しています。令和6年度の保険料準統一化に向け、税率は毎年改正されます。所得額や固定資産税額が例年と同じでも、納める保険税額が変わる場合があります。

均等割・平等割の軽減判定所得算出方法

7割軽減	43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円)以下
5割軽減	43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円)+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×28.5万円 以下
2割軽減	43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円)+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×52万円 以下

※特定同一世帯所属者…国保から後期高齢者医療制度へ移行後も、継続して同じ世帯にいる人。

※給与所得者等…納税義務者とその世帯の国保加入者および特定同一世帯所属者のうち、給与等収入が55万円を超える人および公的年金等収入が65歳未満であれば60万円を、65歳以上であれば125万円を超える人。

※給与所得者等の数による軽減判定所得算出方法の加算部分は、給与所得者等の数が2以上の場合に限り適用します。

パートナーシップ宣誓制度について(第3回)

●社会福祉課(役場1階) ☎823-9207 FAX.823-9627

●「第3次男女共同参画基本計画(令和5～9年度)」を策定します。

「男女共同参画社会」の実現に向けて取り組みを進めることは、「男女」ととどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認に関することなども含め、多様性を尊重し、すべての人が幸福を感じられる社会の実現につながります。

新たな計画に反映するため、無作為に3,000人を抽出し、アンケートを送ります。

届きましたら、ご協力をお願いします。

